

大出良知教授退任記念号の発刊に寄せて

大出良知教授は、2018年3月に定年退職されました。先生は、2007年4月、現代法学部教授として本学に着任され、以後、11年間にわたり本学の教育と研究に寄与してこられました。その間、現代法学部長の重責を2期4年間担われ、創設期から発展期に移行しつつあった現代法学部の一層の発展に尽力してこられました。同時に、学校法人東京経済大学の経営においても、理事を2年間、評議員を4年間それぞれお務めになり、法人経営の安定と発展に多大なる貢献をしておられます。

大出先生は、東京都立大学法学部をご卒業後、刑事訴訟法を専門分野として、同大学大学院社会科学研究所修士課程ならびに博士課程において研鑽を積んでこられました。1978年4月には、研究成果に対する高い評価を得て、刑事訴訟法担当専任講師として静岡大学人文学部に赴任しておられます。その後、助教授、教授として同大学に貢献された後、1991年4月には、教育・研究の場を九州大学に移され、本学に着任される2007年3月まで、法学部、大学院法学研究科、大学院法学研究院、法科大学院において刑事訴訟法担当の教授としてご活躍されています。その間、法科大学院院長ならびに研究教育評議員の重責も担っておられます。こうした教育・研究の経緯から、本学では、「刑事手続と法」を中心に刑法・刑事訴訟法分野の講義・演習を担当してこられました。

こうしたご経歴にみとれるように、先生のご研究の関心と活動は一貫して刑事訴訟法分野にあり、この分野において問われるべき重要な論点を研究課題とする多数の著書・論文を世に問うてこられました。とくに刑事裁判手続の実情をより实际的に理解し検討することを重視して、法理論と法の現場を絶えず行き来しながら、刑事裁判手続のあるべき姿と関連制度の改革と整備、さらに弁護士、司法書士等の専門職の在り方を追求してこられた点に大きな特徴があります。「市民の司法」という観点からの司法改革という視座にたった裁判員制度あるいは裁判員裁判に関する問題提起と一連のご研究はそうした先生の研究姿勢から生まれたものでした。

他方で、このような研究姿勢から、学会をはじめとする多様な社会的活動の場を通して、専門家として社会に発信し続けてこられたことも先生のご研究の特徴のひとつです。九州大学時代の2004年にはすでに弁護士登録をされ、実務の世界における活動を始めておられますが、日本刑法学会、民主主義科学者協会法律部会、日本法社会学会、法と心理学会、臨床法学教育学会のそれぞれ会員でおられたほか、専門雑誌『季刊刑事弁護』、『月刊司法改革』、『Causa』の各編集委員、西日本新聞社「報道と人権」委員会委員も歴任しておられます。さらに司法改革に関連して、内閣司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」及び「公的弁護検討会」の委員を務められたことも、社会における刑事裁判手続の在り方を追求してこられた先生の積極的な研究姿勢を物語るものです。

本学における長きにわたる教育と研究にひとつの節目をつけ、自由に時間を使えるようになった今、健康に留意され、ますますご活躍されますことを心より祈念いたします。

2018年11月14日

現代法学部長 羽 貝 正 美